

## 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び同2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

令和3年10月27日

北海道開発局長

### 1 都市・地域再生等利用区域

一級河川網走川水系網走川の河川区域内で別図に示す区域

### 2 都市・地域再生等占有方針

#### (1) 占有の許可を受けることができる施設

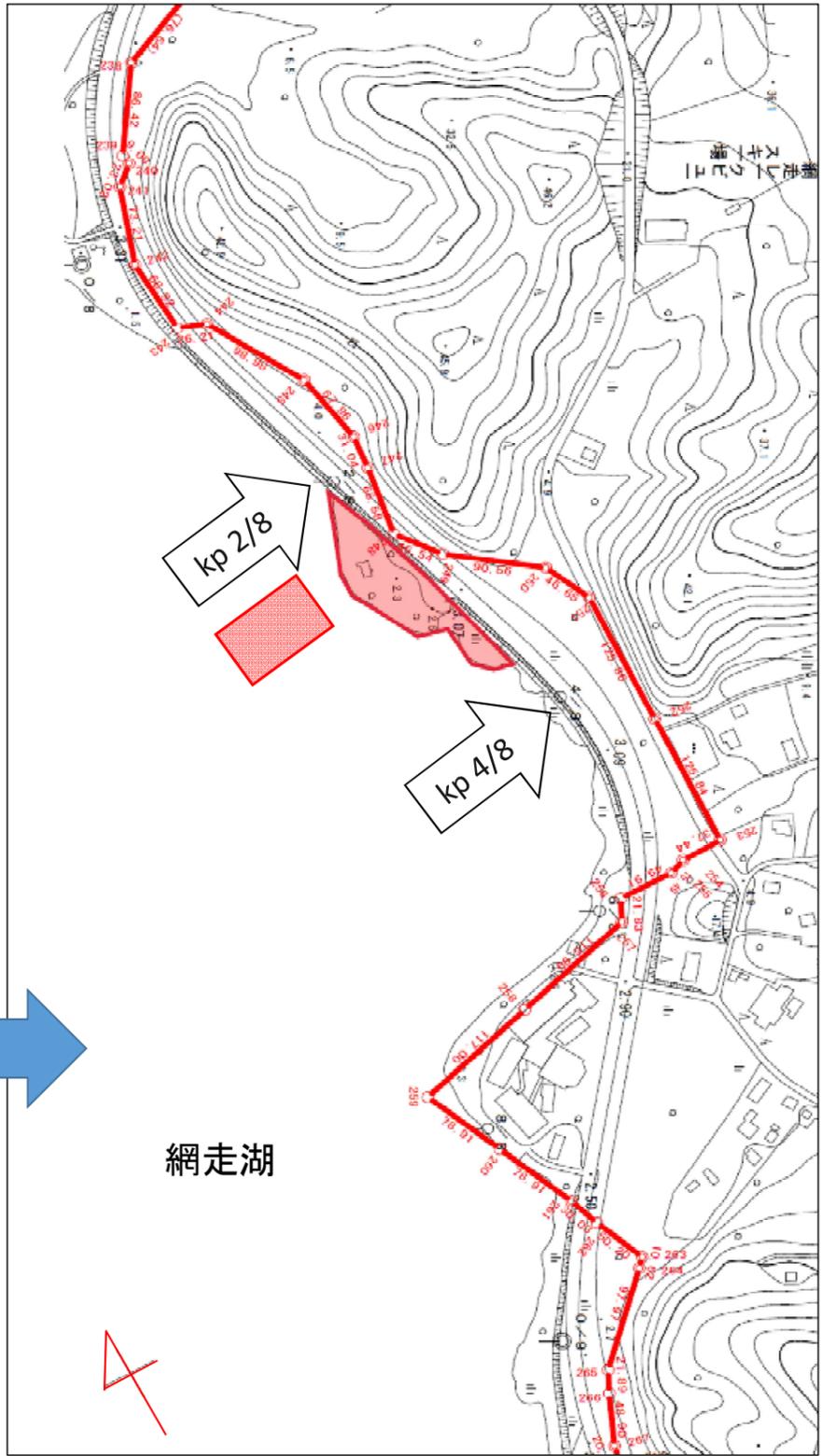
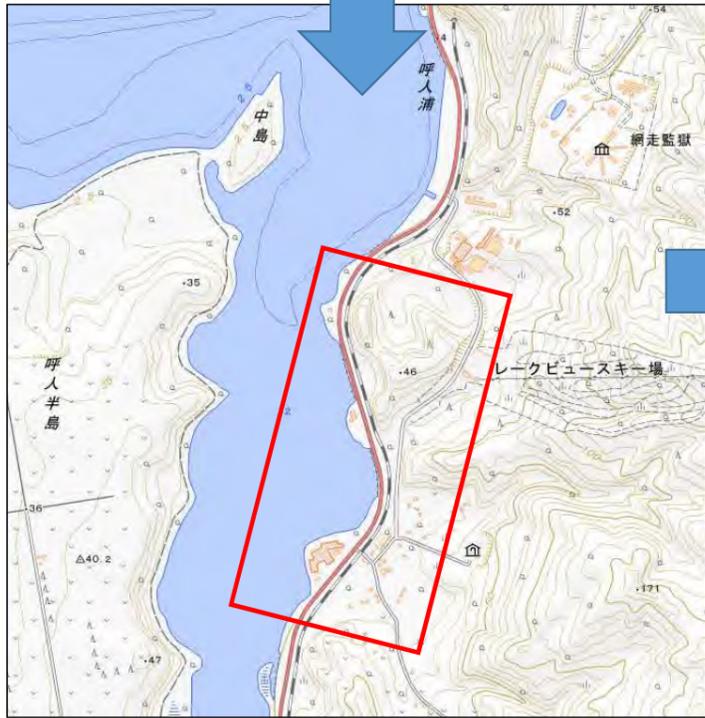
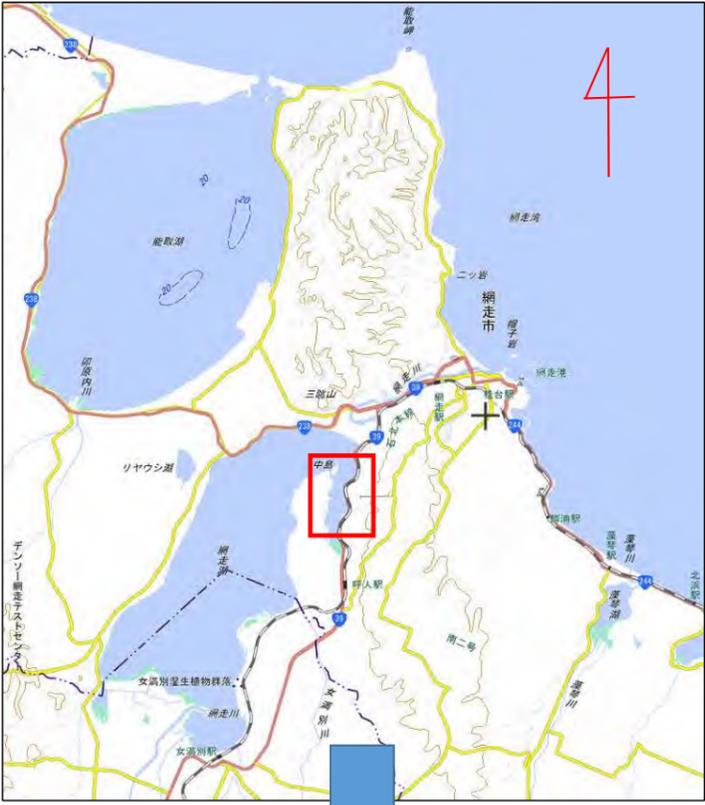
広場、イベント施設、船着場、これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明、切符売場、案内所、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

#### (2) 許可方針

占有許可を受けることができる施設は、網走湖呼人地域を中心とした網走川沿いの賑わいを創出し、地域の活性化を推進することを目的とした施設とする。

### 3 都市・地域再生等占有主体

オホーツク農山漁村活用体験型ツーリズム推進協議会



凡例  
都市・地域再生等利用区域(約8,300㎡)